

いの町立国民健康保険仁淀病院 感染対策指針

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応などいの町立国民健康保険仁淀病院（以下「当院」という）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

1) 院内感染対策に関する基本的考え方

当院の院内感染対策は、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に迅速に対応することを目指す。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価して、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

更に、院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供して、医療の質の向上に寄与することを基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

2) 院内感染対策のための委員会 その他の当該病院等の組織に関する基本的事項

院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院長直属の感染対策委員会（以下「委員会」）を設置する。

事務分掌は、

- 1.組織的な感染管理システムに関すること
- 2.院内感染の監視に関すること
- 3.職員の感染管理対策に関すること
- 4.感染管理に関する教育及び啓蒙に関すること
- 5.職員に対する感染相談に関すること
- 6.その他感染管理業務に関すること

とする。

3) 感染制御チーム(I C T)

- (1) 感染防止に関する日常業務を実行するため、感染対策委員会内に感染制御チーム(I C T)を設置する。
- (2) 感染制御チーム(I C T)は、以下の職員により構成する。
 - ① 感染防止対策加算 2 の施設基準に基づく構成員
 - ア 感染症対策に 3 年以上の経験を有する専任の常勤医師
 - イ 5 年以上感染症対策に従事した経験を有する専任の看護師
 - ウ 3 年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策に関わる専任の薬剤師
 - エ 3 年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師
 - ② ①に定める者以外に、①の経験年数等を有しないが、院内感染対策の充実及び人材育成のために関係部門から選抜して配置する職員
- (3) (2) の①のイに定める者を院内感染管理者として配置する。院内感染管理者は、次の(4)に定める感染制御チーム(I C T)の所掌事務が円滑かつ確実に遂行されるように管理を行うものとする。
- (4) 感染制御チーム(I C T)の所掌事務は次のとおりとする。
 - ① 院内ラウンドに関すること
 - ア 1 週間に 1 回、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと
 - イ 院内感染事例、院内感染の発生率に関するサーベランス等の情報を分析、評価し、効率的な感染対策を実行すること
 - ウ 院内感染の増加が確認された場合には、病棟ラウンドの所見およびサーベランスデータ等を基に改善策を講じること
 - エ 巡回、院内感染に関する情報を記録に残すこと

② 抗菌薬の適正使用に関すること

- ア 微生物検査を適宜利用し、抗菌薬の適正使用を推進すること
- イ バンコマイシン等の抗MRSA薬および広域抗菌薬等の使用に際して届出制をとり、投与量、投与期間の把握を行い、臨床上問題となると判断した場合には、投与方法の適正化を図ること

③ 院内感染マニュアルに関すること

- ア 最新のエビデンスに基づき、当院の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用の内容を盛り込んだマニュアルを作成し、各部署に配布すること
- イ マニュアルは、定期的に新しい知見を入れ改訂すること
- ウ 職員がマニュアルを厳守していることを院内ラウンド時に確認すること

④ 地域連携に関すること

- ア 感染防止対策加算 1 に係る届出を行った医療機関が主催する感染防止対策に関するカンファレンスへ年4回以上参加し、カンファレンス等を通して緊密な連携を図ることにより、当院の感染防止対策の確立と質の向上を目指すこと
- イ 感染防止対策加算 1 を算定する医療機関に、必要時に院内感染対策に関する相談等を行うこと

(5) 感染制御チーム(ICT)構成員間の情報共有等を図るため、定期的にICT会議を開催する。

4) 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会は、全職員対象に講習会を年に2回以上定例開催し50%以上の職員の参加を確認する。この講習会では院内感染対策に関する教育と実習とを行う。

委員会は、院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

5) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

委員会は、リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導を行う。

当院の細菌検査結果から微生物の検出状況を把握し、院内に周知する。

6) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染発生を疑われる事例が発生した場合には委員会に通報する。委員会は詳細の把握に努め、必要な場合には専門家の招集を行い、対策に介入する。

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に規定される診断及び届出の手続きについて担当医師に助言指導する。

新感染症、指定感染症などについては、事前に当院としての対応策を策定し、発生に備える。

同一医療機関内又は同一病棟内で同一菌種（ここでは、原因微生物が多剤耐性菌によるものを想定。以下同じ。）による感染症の集積がみられ、疫学的にアウトブレイクが疑われると判断した場合、当該医療機関は院内感染対策委員会による会議を開催し、1週間以内を目安にアウトブレイクに対する院内感染対策を策定かつ実施する。

この基準としては、一例目の発見から4週間以内に、同一病棟において新規に同一菌種による感染症の発症症例が計3例以上特定された場合又は同一医療機関内で同一菌株と思われる感染症の発症症例（抗菌薬感受性パターンが類似した症例等）が計3例以上特定された場合を基本とする。ただし、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌（VRSA）、多剤耐性緑膿菌（MDRP）、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）、多剤耐性アシネトバクター属の5種類の多剤耐性菌については、保菌も含めて1例目の発見をもって、アウトブレイクに準じて厳重な感染対策を実施する。

アウトブレイクに対する感染対策を実施した後、新たな感染症の発症症例（上記の5種類の多剤耐性菌は保菌を含む）を認めた場合には、院内感染対策に不備がある可能性があるとして判断し、速やかに通常時から協力関係にある医療機関の専門家に感染拡大の防止に向けた支援を依頼する。

医療機関内での院内感染対策を実施した後、同一医療機関内で同一菌種の細菌又は共通する薬剤耐性遺伝子を含有するプラスミドを有すると考えられる細菌による感染症の発症症例（上記の5種類の多剤耐性菌は保菌者を含む）が多数に上る場合（目安として1事例につき10名以上となった場合）または当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合には、管轄する保健所に速やかに報告する。また、このような場合に至らない時点においても、医療機関の判断の下、必要に応じて保健所に報告または相談する。

なお、腸内細菌科では同一医療機関内でカルバペネム耐性遺伝子がプラスミドを介して複数の菌種に伝播することがある。カルバペネム系薬剤耐性は広域βーラク

タム系薬剤に耐性の腸内細菌科細菌が複数分離されている場合には、菌種が異なっても CRE の可能性を考慮する。また、保健所の報告とは別に、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症及びカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症については、感染症の定めるところにより、届出を行う。

7) 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

院内において本指針は、全職員が閲覧できる。また、病院ホームページにおいて一般に公開する。

8) 院内感染対策推進のために必要な基本方針

職員に当院の院内感染対策を周知するため、委員会が別に定めた医療感染対策マニュアルを院内ファイルにて閲覧しているので、職員はマニュアルに基づいて感染対策を実施する。

職員は、「院内針刺し等事故マニュアル」を含めた感染対策についての詳細を、同マニュアルにて参照できる。感染対策上の疑義が解消できない場合は、委員会が回答する。

附則 この指針は平成 19 年 7 月 10 日から施行する。

附則 この指針は平成 23 年 10 月 15 日から施行する。

附則 この指針は平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この指針は平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

院内感染対策に関する管理体制図

